

テレビショッピングを活用した旅行商品造成・販売支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、テレビショッピングを活用した旅行商品造成・販売支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、中海・宍道湖・大山圏域(以下「圏域」という。)に宿泊する韓国からの旅行商品を販売するテレビショッピングの放送を支援することにより、韓国からの観光客の送客の促進を図り、もって観光振興を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、韓国国内に所在し、訪日旅行を取り扱う旅行会社とする。

(補助金の対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす旅行商品を、テレビショッピングを活用して販売し、本圏域への送客を行う事業とする。

- (1) 米子・ソウル便を利用した訪日旅行であること。
- (2) 圏域内に2泊以上宿泊すること。
- (3) 圏域内の有料観光施設等を3か所以上訪問すること。
- (4) 12月1日から3月31日までの間に実施すること。
- (5) テレビショッピングによる放送を2回以上行うこと。

(補助金の対象経費及び交付額)

第5条 補助対象経費は、テレビショッピングによる旅行商品の販売に必要な経費とし、補助金の額は、補助対象経費の全額とし、1事業者につき1会計年度当たり1,000,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「事業者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 収支予算書(別紙2)

(交付の決定)

第7条 理事長は、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により事業者へ通知する。

(補助事業の遂行)

第8条 補助金の交付を受けて補助事業を実施する事業者(以下「補助事業者」という。)は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(変更交付等の申請等)

第9条 補助金の交付決定後、補助事業者が次の各号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金変更交付申請書(様式第3号)を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の変更をするとき。
- (2) 補助金に要する経費の配分の変更をするとき。
- (3) 補助事業の内容を変更するとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

2 補助事業者は、当該補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 第1項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、第6条の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別紙1)
- (2) 収支決算書(別紙2)

(補助金の額の確定)

第11条 理事長は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により事業者に通知するものとする。

2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払)

第12条 理事長は、第2条に規定する補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行し、令和9年4月30日をもって廃止する。